

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	後期高齢者医療保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木祖村は、後期高齢者医療保険関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

木祖村長

公表日

平成32年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療保険に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、対象者の資格管理、保険料の賦課、収納、滞納管理等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p><資格関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳情報等の提供 後期高齢者医療の資格取得などに必要な情報を広域連合へ提供する ・被保険者証等の交付 被保険者に対する被保険者証等の引き渡し(再発行・更新証を含む)を行う 資格喪失者からの被保険者証等を回収し、広域連合へ送付する ・各種届出の受付 被保険者証再発行申請書や基準収入額適用申請書等を受け付け、広域連合へ送付する <p><賦課・収納関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得情報の提供 保険料の賦課決定及び一部負担金判定に必要な所得・課税情報を入手し、広域連合へ提供する ・各種届出の受付 保険料の減免・納付猶予申請書等を受け付け、広域連合へ送付する ・保険料の収納事務 年金からの特別徴収または納付書や口座振替による普通徴収にて保険料を徴収する 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分等を行う 保険料過誤納金の還付・充当を行う 保険料の収納情報(収納・滞納・還付等)を広域連合へ提供する ・口座振替処理(開始・取消・停止) ・被保険者への保険料額決定通知書、納付書等の送付 <p><給付関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付に関する届出の受付 高額療養費支給申請書、葬祭費支給申請書等を受け付け、広域連合へ送付する
③システムの名称	後期高齢者医療標準システム 後期高齢者システム(MCWEL) 住民記録システム 個人住民税システム
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療情報ファイル 住民基本台帳ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル 住民税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第59項並びに内閣府・総務省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第81項 ※別表第二の第81項に係る主務省令は未公布</p> <p>別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第83項 ※別表第二の第83項に係る主務省令は未公布</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	木祖村住民福祉課 長野県木曾郡木祖村大字藪原1191-1 電話:0264-36-2001(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	木祖村住民福祉課 長野県木曾郡木祖村大字藪原1191-1 電話:0264-36-2001(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成32年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

